

「人ある限り人権を」No.4



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722 倉吉市役所企画振興部人権局 人権政策課

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

第二十八回総会・学習会を開催

「人権侵害救済法」・「差別禁止法」の制定に向け行動することを確認

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会の二〇一二年第二十八回総会・学習会が五月十一日（金）午後一時三十分から県立倉吉未来中心小ホールで開催され、県内各地から行政職員、運動団体関係者、県民など二〇五人の参加がありました。

総会では、二〇一一年度の活動として、鳥取県実行委員会独自に、国に対する「人権侵害救済法」の早期制定を求める署名行動の集約と法務省谷博之大臣政務官への要請行動を昨年十月十二日に行なったこと、

十一月三十日にも中央実行委員会主催の中央行動に自治体関係者や運動団体から三十人余りが出席し、中央集会後に、鳥取県と秋田県選出の全国会議員への要請行動が取りまとめられたことが報告されました。

また、二〇一二年度の活動として、差別の実態を踏まえ人権の法制度の確立に向けて、中央実行委員会と連携して中央行動や国会議員への要請行動を取り組むこと、県民への啓発として学習会の開催、実行委員会ニュースの発行など、積極的に活動を行うことが提案され、承認されました。

そして、任期二〇一四年までの新しい新員が選出されました。（４ページに役員名簿掲載）

一九六五（昭和四〇）年同和対策審議会「答申」が「差別に対する法的規制、差別から保護するための必



第28回総会（2012年5月11日）

要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」と指摘してからすでに四十七年が経過し、二〇一〇年に人権擁護推進審議会答申が「人権侵害救済制度の確立の必要性」を指摘して十一年が経過しました。このような状況の中、今も誰かの人権が脅かされ、本人が知らない中で差別が行われる行為に歯止めをかけるために、差別を許さない「人権侵害救済法」や「差別禁止法」など、差別を許さない社会システムの確立を強く求め行動することが確認されました。（４ページに続く）



石田会長のあいさつ

部落解放。人権政策確立要求

鳥取県実行委員会学習会

二〇一一年度学習会

日時 二月二十二日

場所 倉吉未来中心

参加者 二二七人



山崎鈴子さん要旨

「インターネット上での差別と人権を考える」というテーマでコーディネートには、近畿大学教授の北口末廣さん、パネラーには部落解放同盟愛知県連合会書記長の山崎鈴子さん、鳥取県実行委員会事務局長の下吉真二さんによるシンポジウムが行われました。その要旨を掲載します。

山崎さんからは、二〇〇七年に発生した「B地区へようこそ」という名前のブログに愛知県や岐阜県、三重県の被差別部落の所在地を示し、差別を助長する文書とともに町の様子を写真や動画で掲載しインターネットで公開した事件の報告があった。「B地区」は被差別部落の意味)

「黒歴史」として、「三重暗黒編」、

「岐阜魍魎編」、B・MAPとして、

「愛知県部落マップ」という項目で

三重、岐阜、愛知県内の地図に被差別

部落が示されている。【注意】として

「管理人は被差別部落民、部落解放同盟や部落解放同盟全国連合会などの

基地元団体とは一切関係ありません。

またこのサイトは管理人のただの暇

つぶしであり、差別を助長するものでは

ありません。B地区の場所が間違っ

ていたり、関係ないところをB地区と

して紹介しているかもしれません。も

し「そこはBじゃねーよ」というもの

がありましたら、掲示板までお願いし

ます。」(原文まま)と書いている。

そして、〇〇〇(被差別部落名)は

「愛知県最恐B地区〇〇〇」と書き、

地図を載せどこが被差別部落かがわ

かるようになっていて。警告WAR

NING」として「同和地区及び未解

決部落への一般人に対して強い恨み

と反感を持っています。同和地区及び

未解決部落への侵入はすべて自己責

任でお願いします〇〇〇同和地区は

特にヤバイです」と書き、さらに、地

区内の企業の中まで入り込み企業名

の入った看板や事業所内の写真を取

り掲載し、企業に対して怪しげな工場

と書き込み、捕まったら殺されてしま

うという内容を書いている。工場や店

舗が写真でとられ、「部落といえは肉

屋 肉屋といえは部落」などのキャプ

ションをつけられたもの、他にも「部

落の中心でエッタと叫ぶ」などの記載

もあり、差別を目的にしたH・Pであ

ることがわかる。

部落解放同盟愛知県連合会は、差別

を目的とし、部落を暴き、部落解放同

盟と部落解放運動を嘲笑するH・Pだ

として作成者を名誉毀損罪で県警捜

査2課に告発した。愛知県警情報管理

課と津島署は七月五日、名古屋市内在

住の二十六歳の男性を逮捕、名古屋検

察庁は、名誉毀損で起訴した。第一回

公判で青年は起訴内容について全面

的に認め、インターネット掲示板で同

和問題を知り、図書館で調べた。イン

ターネットで架空の人たちと共有し

たかったと述べた。

十月十五日、判決公判があり、裁判

長は「手口は未熟で浅はか」「愚劣で

陰湿」「被害会社の名誉及び社会的信

用を著しく損ねることはなはなだし

い上、差別助長もおおいに懸念され

る」とし、懲役一年執行猶予四年(求

刑懲役一年)の判決がだされた。青年

はネットの中で部落を知り、自分が部

落に向いたことを書き込むとネット

ト社会の中で評価され、エスカレート

していったと語った。



下吉真二さん要旨

グーグルマップを利用し条例情報
を悪用して被差別部落の地図を公開
している問題について、鳥取県実行委
員会として国に対して人権侵害救済
法の早期制定を求める署名活動を行
い昨年十月十三日、谷博之法務大臣政
務官に要請行動を行った。今開会中の
通常国会に人権侵害救済法案が提出
されるかどうか大きな山場を迎えて
いる。今現在鳥取県、大阪府、滋賀県
など十八種類の地図が公開され続け
ている。この地図の影響は深刻なもの
があり、ネット上において、「同和地
区はどこか」という質問に、この地図
に利用された条例情報、この地図情報、
作成者のブログなどがどンドン貼ら
れて、コピーが繰り返されていく状況
や地図に載っている同和地区を訪ね
ビデオやカメラをとってユーチュー
ブに投稿する人間など、そして、同様
の地図があらたに長野県版としてブ
ログとして立ち上げられるなど、さら
に差別を煽る状況となっている。そし
て、一旦インターネットに掲載された
情報はもう二度と削除することは不

可能であり、どこかで、誰かがこの情
報を利用しさらに拡散されていく状
況となっている。

この地図をつくった作成者は「鳥取
ループ」と名乗り、「同和と在日」と
いう本を発行し地図の正当性を主張
したり、行政や運動への批判を展開し
ている。また、情報公開制度を利用し
て同和地区を公開させようとして、認
められない場合は、裁判に訴えるなど
その行為は益々悪質化している現状
がある。また、被差別部落の人々に対
し賤称語を使って罵倒する街宣の様
子を動画でユーチューブに掲載する
など、差別を規制する法がないことを
逆手にとって確信的に差別行為を行
うケースが発生している。



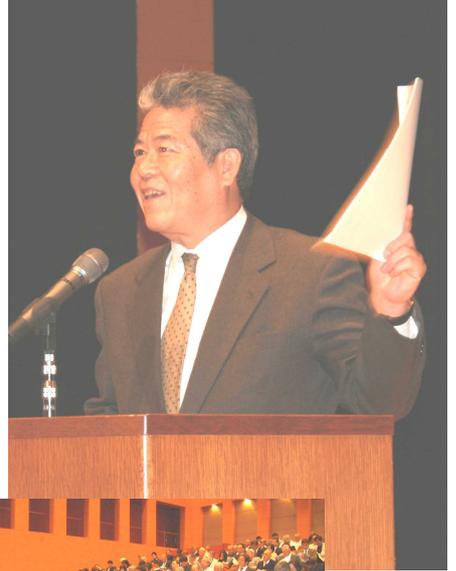
北口末廣さん要旨

北口教授からはネット事件の背景
の第一は、未だに根強い差別意識の存
在であり、被差別部落への忌避意識で
ある。大阪府による人権問題に関する
府民意識調査で結婚に関する結果で
は、「自分の結婚相手を考えるとき、
あるいは、自分の子どもの結婚相手
を考えるとき、人柄以外で、あなたは
何に気がなりますか」という質問に関
して「相手が同和地区出身かどうか」
気になる（気になった）」と回答した
人が約5ポイント増加し結婚に関わ
る忌避意識は確実に悪化している。こ
れらの差別意識が事件の大きなバッ
クボーンを形成している。

第二に最近の同和バッシングの影
響もある。部落解放運動や同和行政に
関する真摯な批判・言論はあつてしか
るべきであるが、最近それらの批判・
言論と混然一体となった差別発言が
横行することによって差別意識が安
易に差別行為になつている現状があ
る。差別意識から差別行為にいたるハ
ードルが極めて低くなつているので
ある。

第三は電子空間上における事実上
の差別放置状態であり、ネット上では
表現の自由という名のもとに差別の
自由が横行している。一定の責任を有
するマスメディアの同和問題に関す
るマイナス報道と、責任が全くない
と思われるような振る舞いをするネッ
ト上の書き込みが相乗効果になり、差
別書き込みが社会的に認知されてい
くような傾向を持ちつつある。

第四に以上のような環境を放置し
ている国をはじめとする行政機関の
取り組みの弱さや怠慢である。イン
ターネットに関わる問題は一国だけ
解決できる問題でないことは理解し
ているが、本来できる予防・発見・救
済・支援・規制等の立法措置も教育・
啓発措置も甚だ不十分である。「ペン
は剣よりも強し」という言葉があるが、
ペンには人を殺すことも自殺に追い込
むこともできると考えるなら、表現の
自由を堅持しつつも一定のルールが
必要といえる。今現在のネット上の課
題を踏まえたとき、人権侵害救済法と
差別禁止法の制定がなければ電子空
間上の差別事件は後を絶たない。



講演する 松岡 徹事務局長



(1ページからの続き)総会終了後、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会事務局長の松岡 徹さんを迎へ学習会を開催しました。その講演要旨を掲載します。

松岡事務局長は、「人権侵害救済法」制定の必要性と立法事実としての差別の実態、国会情勢等について講演をされました。プライム総合法律事務所による戸籍謄本等不正取得事件は、愛知県警の捜査員の戸籍が暴力団に流されたことを発端に、2万枚にも上る職務上請求書が偽造され、その内一万五千枚が使われ、戸籍が不正に取得されたことが明らかになっている。

そして、この事件は国内に人権を守る法律がないことよって発生した事件だといえる。また、「鳥取ループ」による鳥取、滋賀、大阪の同和地区の地図がインターネットで公開されている問題もある。

以前、グーグル・アースの古地図問題でグーグル社は、情報を使う利用者の問題だと言っていたが、その情報を差別に利用したり悪用しない、ほしいという立場がある。我々は、差別の歴史を変えたり、事実を隠したりすることを求めているのではない。差別を乗り越えようと闘う文化があることを踏まえた判断をしてほしいと訴える中で、穢多村の表記を

削除した。

我々は、同和地区出身など社会的に被差別の立場が明らかになったとしても差別されない社会をめざしている。情報を差別の道具として利用できないためにも、「人権侵害救済法」や「差別禁止法」などの差別を許さない人権の法制度の確立が求められている。

鳥取県実行委員会の新しい役員は、次のとおり

- 会長 石田耕太郎(倉吉市長)
 - 副会長 石 操 (日吉津村長)
 - 副会長 中田幸雄 (解放同盟置連委員長)
 - 副会長 永江多輝夫(南部町教育長)
 - 副会長 五十嵐美知義(連合鳥取会長)
- また、常任委員には県内4市の市長、教育長、湯梨浜町・江府町の町長、八頭町・琴浦町の教育長、解放同盟県連の副委員長、監査委員には八頭町長、解放同盟県連から選出されました。
- 任期は、二〇一四年の総会まで。

部落解放・人権政策確立要求

鳥取県実行委員会2012年度の取り組み

中央要請行動について

現在、開会中の通常国会に「人権侵害救済法案」(人権委員会設置法案)の提出に向け大きな山場を迎えています。国会の状況を見ながら、七月又は、十月頃をめどに、今回は鳥取県内全市町村の首長又は教育長に参加をお願いして、鳥取県実行委員会として東京集会を開催し、衆参国会議員や法務省への要請行動を行う予定です。また、同時期に中央集会所が開催される場合は、その前日に東京集会を開催する予定です。

学習会について

日時 二〇一三年二月中旬頃、
会場 倉吉市内

実行委員会ニュースの発行

ホームページを活用した啓発活動

倉吉市のHPで人権・男女共同参画の「部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会」を、ご覧ください。